のあるマンションに係る特別の措置（第百二条―第百五条の二）
敷地売却決議等（第百六条―第百八条）
百九条―第百十四条）
等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五条）
議等（第百十五条の二―第百十五条の四）
地売却事業
敷地売却組合
等売却事業
画（第百四条―第百八条）
ン等売却組合
」

「第三章　マンション除却等計画
第一節　除却等計画（第百九条―第百十二条）
第二節　マンション敷地売却組合（第百十三条―第百十九条）
第三節　分配金取得手続等（第百二十条―第百二十三条）
第四節　マンション敷地売却事業の監督等（第百二十四条―第百二十六条）」

を

第百十三条」に、「第二節　分配金取得手続等」を「第三節　分配金取得手続等」に、「売却マンション等」を「売却等マンション等」に、「第二款　雑則（第百五十六条―第百五十九条）」を「第二款　区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務（第百五十五条の二）」に、「第三款　雑則（第百五十六条―第百五十九条）」を

「第四節　マンション等売却組合（第百六十条―第百六十三条）
第四章　マンション除却等
第一節　マンション除却等計画（第百六十四条―第百六十六条）
第二節　マンション敷地売却組合（第百六十七条―第百七十条）
第三節　マンション除却等の必要性に係る認定等（第百七十一条―第百七十四条）
第四節　マンション除却等に関する特別の措置（第百七十五条―第百八十条）
第五節　解散（第百八十一条―第百八十三条）
第二款　管理（第百八十四条―第百八十六条）
第三款　通則（第百八十七条―第百八十九条）
第一節　マンション除却等
第二節　マンション敷地売却事業の監督等（第百九十条―第百九十三条）
第一款　補償金支払手続等（第百九十四条―第百九十六条）
第一目　補償金支払の特則（第百九十七条―第百九十九条）
第二目　補償金の支払方法（第二百条―第二百二条）
第三目　除却マンション敷地売却決議に賛成した区分所有者の補償金支払請求（第二百三条―第二百五条）
第四目　補償金支払の担保（第二百六条―第二百十条）
第二款　補償金の支払原資（第二百十一条―第二百十三条）
第三節　マンション除却等の必要性に係る認定等（第二百十四条―第二百十六条）
第四節　マンション除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置（第二百十七条―第二百二十条）
第五節　解散（第二百二十一条―第二百二十三条）
第六節　管理（第二百二十四条―第二百二十六条）
第七節　通則（第二百二十七条―第二百二十九条）
第五章　雑則（第二百三十条―第二百三十三条）」

に改める。

第一条中「マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業、除却等をする」を「マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション敷地売却事業」に改め、「、マンション敷地売却事業」を削る。

第二条第一項中「それぞれ」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　マンションの更新　現に存する一又は二以上のマンションについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十四条の五第一項に規定する建物の更新を行うことをいう。

第二条第一項中第二十一号を第三十七号とし、第十二号から第二十号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）」を削り、同号を同項第二十七号とし、同項第十号中「マンション敷地売却事業を実施する現に存するマンション」を「現に存するマンションであって、マンション敷地売却事業を実施するもの」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十二　除却敷地売却マンション　現に存するマンションであって、マンション除却敷地売却事業を実施するものをいう。

二十三　売却敷地　滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であって、敷地売却事業を実施するものをいう。

二十四　マンションの除却　現に存するマンションを除却することをいう。

二十五　マンション除却事業　この法律で定めるところに従って行われるマンションの除却に関する事業をいう。

二十六　除却マンション　現に存するマンションであって、マンション除却事業を実施するものをいう。

第二条第一項中第九号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九　マンション除却敷地売却事業　この法律で定めるところに従って行われるマンション除却敷地売却に関する事業をいう。

二十　敷地売却事業　この法律で定めるところに従って行われる敷地売却に関する事業をいう。

第二条第一項第八号中「存する」の下に「一又は二以上の」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

十六　マンション除却敷地売却　現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

十七　敷地売却　一又は二以上のマンションが滅失した場合において、当該マンションの敷地であった土地（マンションの敷地利用権が借地権であったときは、その借地権）を売却することをいう。

第二条第一項第七号中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「マンション建替事業」の下に「、マンション再建事業若しくはマンション一括建替等事業」を加え、「再建マンションを」を「再生マンション又はマンション更新事業の施行によりマンションの更新がされた後の再生マンションを」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第六号を削り、同項第五号中「マンション建替事業」の下に「、マンション更新事業、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業（以下「マンション再生事業」と総称する。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一　建替前マンション　現に存するマンションであって、マンション建替事業又はマンション一括建替等事業（マンションの再建のみを行うものを除く。）を施行するものをいう。

十二　更新前マンション　現に存するマンションであって、マンション更新事業を施行するものをいう。

十三　再建敷地　滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地であって、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業を施行するものをいう。

第二条第一項第四号中「（第三章を除く。）」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　マンション更新事業　この法律で定めるところに従って行われるマンションの更新に関する事業及びこれに附帯する事業をいう。